

4. 教員免許更新制の導入について

<現行制度>

免許状の授与

授与の要件

- ① 学士の学位等
- ② 教職課程の履修

【教員としての資質能力の全体を確認できていない】

有効期限

終身有効

<改革案>

免許状の授与

免許状に新たに有効期限を付す
一律10年間

【趣旨】

教職生活の全体を通じて、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、**定期的に必要な刷新(リニューアル)を図る制度**として、更新制を導入

【具体的な制度設計】

(1)更新要件

有効期限内に**免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)**

(2)講習の開設主体

大学や、大学と連携協力して教育委員会等が開設する講習を国が認定(講習内容、方法、修了目標等について国が認定基準を策定)

(3)講習内容

- ・ 使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容
- ・ 具体的には、学校種や教科種に関わらず、教員として共通に求められる内容(例えば、教職の今日的役割、学級経営、生徒指導、教育課程の動向と指導の在り方等)を中心に構成

(4)講習の実施形態

講義のみでなく、事例研究や指導案の作成、模擬授業等を実施

(5)修了の認定

講習実施主体が、あらかじめ修了目標を定め、教員としての資質能力を適切に確認して、修了を認定する。**更新の要件を満たさなかった場合には、免許状は失効するが、同様の講習を受講・修了すれば、再授与の申請は可能**

(6)現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに免許更新講習と同様の講習の受講を法的に義務付け、当該講習を修了しない場合は、**免許状が失効**(制度導入後、一定期間内に初回の講習を指定して、計画的に移行)

免許状の更新(1回目)

免許状の更新(2回目)